

宮崎県健康長寿社会づくり推進会議設置要綱

平成27年8月24日

福祉保健部健康増進課

(設置)

第1条 市町村や団体、企業等の様々な主体と連携を図りながら、県民一人ひとりが「健康づくり」や「いきがづくり」に取り組み、だれもがいつまでも健康で、いきがいをもって暮らすことができる「健康長寿社会づくり」を全県的に推進するため、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康長寿社会づくりに係る推進方針に関すること
- (2) 健康長寿社会づくり推進に係る社会的気運の醸成に関すること
- (3) 健康長寿社会づくりに係る関係機関相互の協力に関すること
- (4) その他健康長寿社会づくりに関して必要なこと

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、会長は宮崎県知事とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を主宰する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に掲げる所掌事務を円滑に進めるため、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 各部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	
(医療関係)	宮崎県医師会 宮崎県歯科医師会 宮崎県薬剤師会 宮崎県看護協会 宮崎県理学療法士会
(健康・食)	宮崎県栄養士会 宮崎県健康づくり協会 日本健康運動指導士会宮崎県支部 宮崎県食品衛生協会
(福祉関係)	宮崎県社会福祉協議会
(教育関係)	宮崎県保育連盟連合会 宮崎県PTA連合会
(事業者・企業)	宮崎県商工会議所連合会 宮崎県商工会連合会 宮崎県農業協同組合中央会 宮崎県シルバー人材センター連合会 宮崎労働基準協会 宮崎産業保健総合支援センター
(学識経験)	国立大学法人宮崎大学（医学部）
(住民)	宮崎県地域婦人連絡協議会 宮崎県青年団協議会 宮崎県老人クラブ連合会
(報道)	宮崎日日新聞社 NHK宮崎放送局
(保険者)	全国健康保険協会宮崎支部 宮崎県後期高齢者医療広域連合 宮崎県国民健康保険団体連合会
	宮崎県市長会 宮崎県町村会 宮崎県
	(順不同)